

荒尾市市税等コンビニエンスストア収納代行業務
委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、市民等の利便性向上を図るため、市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、市営住宅使用料、し尿汲取り手数料、上下水道料金、下水道事業受益者負担金（以下「市税等」という。）のコンビニエンスストアにおける収納代行業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、適切な事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾市市税等コンビニエンスストア収納代行業務

(2) 業務内容

ア コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）収納代行業務開始までの準備・試験

イ コンビニにおける市税等の収納代行業務

(3) 業務の仕様等

別紙「荒尾市市税等コンビニエンスストア収納代行業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

なお、当該業務に係る予算の議決をもって、関係法令等に基づき締結する予定であるが、業務が適正に執行されないとき（仕様書で求めている成果が得られないとき等）又は業務の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りではない。

(5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

ただし、実際の収納代行業務の開始は令和3年4月1日からとし、令和3年3月31日までは準備期間とする。

(6) 見積上限額

ア 収納代行業務の実施に向けた導入準備に要する経費

荒尾市役所：170,700円（消費税及び地方消費税を含まない）

荒尾市企業局：170,700円（消費税及び地方消費税を含まない）

合計：341,400円（消費税及び地方消費税を含まない）

イ 月額基本手数料

荒尾市役所：5,000円／月（消費税及び地方消費税を含まない）

荒尾市企業局：5,000 円／月（消費税及び地方消費税を含まない）

合計：10,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

ウ 確報データに基づく収納 1 件当たりの取扱手数料
70 円／件（消費税及び地方消費税を含まない）

3. 参加資格要件

荒尾市本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成 24 年告示第 128 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項各号の規定を満たすこと。
- (2) 別紙仕様書に定める内容を遂行できること。

4. 受託者選定の手続

(1) 評価委員会の設置

受託者の選定に当たり、「荒尾市市税等コンビニエンスストア収納代行業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

(2) 審査会の実施

参加表明書の提出事業者が 4 者を超えた場合は、参加表明書類の内容に基づき一次審査（実績審査）を行い、上位 4 者について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、参加表明書の提出事業者が 1 者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表 1 のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 13 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表 1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和 2 年 7 月 2 日（木）
2	参加表明書（要綱様式第 1 号）の受付	令和 2 年 7 月 2 日（木）から 令和 2 年 7 月 27 日（月）まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和 2 年 7 月 2 日（火）から 令和 2 年 7 月 20 日（月）まで
4	資料に関する質疑の回答	令和 2 年 7 月 22 日（水）予定
5	一次審査（参加資格審査・実績審査）	令和 2 年 8 月上旬予定
6	提案書提出要請通知書（要綱様式第 2 号）の発送	令和 2 年 8 月 11 日（火）予定

7	提案書の提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限	令和2年8月18日（火）まで
8	提案書（要綱様式第3号）等の提出期限	令和2年8月18日（火）まで
9	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和2年8月25日（火）予定
10	評価委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）	令和2年9月上旬予定
11	最優秀提案事業者の決定通知（要綱様式第7号及び第8号）及び契約の締結	令和2年9月中旬予定

5. 参加表明、提案要請及び提出意思の確認について

参加表明する者は、参加表明書（要綱様式第1号）1部とともに下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(2) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

ア 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）

※商号又は名称、代表者名、設立年月日、法人の沿革、資本金、従業員数、本店所在地、支店・営業所数、荒尾市を担当する支店・営業所名及び所在地を記載していること。

イ 直近年度の決算書

ウ 業務実績一覧（任意様式）

※平成22年度から令和元年度までの過去10年間の業務実績のうち、国、地方公共団体若しくは公共的団体が発注した同様の業務またはそれらに類する業務における実績が3件以上あること。業務実績一覧には、「発注機関名」を記載することとし、提案者である企業の名称は記載しないこと。

エ 配置予定者一覧（任意様式）

※配置予定者ごとに、担当業務やその経験年数、業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。

オ 納税証明書（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和元年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

①熊本県内に営業所がない場合（1種類）

- ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）

【様式その3の3で可】

②荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合（2種類）

- ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）

【様式その3の3で可】

- ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】

③荒尾市内に営業所等がある場合（3種類）

- ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）

【様式その3の3で可】

- ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】

- ・法人とその代表者の全ての市税の未納のない証明（原本）

※【 】内で可とする様式は、国税庁が定める納税証明書の交付手続に係る様式を指す。

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書）

キ 誓約書及び役員名簿（指定様式）

※既に、「平成31・令和2年度荒尾市建設工事等入札等参加資格審査申請」及び「令和2・3年度競争入札等参加資格審査申請（物品調達等）」にて、誓約書及び役員名簿を提出している事業者は、本書類の添付は不要とする。

（3）参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本及び副本20部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、（2）の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和2年7月2日（木）から令和2年7月27日（月）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（会計課）

（4）提案書の提出要請

資格確認結果は、令和2年8月11日（火）に書面（提案書提出要請通知書（要綱様式第2号））により発送する予定である。

（5）提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により書面（提出意思確認書（要綱様式第4号））を提出すること。

ア 提出期限：令和2年8月18日（火）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（会計課）

6. 質疑回答

（1）質疑の受付

- ア 受付期間：令和 2 年 7 月 2 日（木）から令和 2 年 7 月 20 日（月）午後 5 時まで
- イ 質疑の方法：本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市市税等コンビニエンスストア収納代行業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

- ア 回答予定日：令和 2 年 7 月 22 日（水）
- イ 回答方法：回答予定日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- ウ 質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

7. 提案書等の提出

(1) 提案書の構成

提出意思確認書（要綱様式第 4 号）を提出した者は、必ず提案書（要綱様式第 3 号）と下記の添付書類を提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

- ア 提案事項（任意様式・枚数制限なし）
- イ 準備・運用・業務体制、工程表等（任意様式）
 - ①準備（令和 3 年 3 月 31 日まで）
 - (1)コンビニ収納代行業務の導入準備に関する業務実施体制
 - (2)運用開始までのスケジュール
 - (3)準備に係る荒尾市への支援体制
 - (4)その他準備に関する事項
 - ②運用（令和 3 年 4 月 1 日から）
 - (1)利用できるコンビニ（マルチメディアキオスク等の設備を通じた支払いも可能であれば、利用可能なコンビニ以外の店舗名、店舗数の具体例も併せて記載する）
 - (2)仕様書に掲げる業務の具体的な運用方法
 - (3)収納情報の提供方法及び収納金の入金方法
 - (4)運用に係る荒尾市及び荒尾市企業局への支援体制
 - (5)取り扱う公金の追加時等の対応
 - (6)その他運用に関する事項
 - ③業務体制

(1) 収納金の安全性確保・保全対策

(2) 個人情報保護対策

(3) セキュリティ対策

(4) トラブル発生時の対応

(5) その他業務体制に関する事項

④ 見積上限額以内で独自の提案、特にアピールできる点

(2) 提案書の提出

提案書の提出は、下記のとおりとする。

ア 提出期限：令和 2 年 8 月 18 日（火）

イ 受付場所：事務局（会計課）

ウ 提出書類：提案書（要綱様式第 3 号）を 1 部提出するとともに、上記の添付書類を、正本 1 部、副本 20 部提出すること。

エ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は事務局まで、期限内に必着とする。

(3) 見積書

見積書の提出は次のとおりとする。

ア 様式：指定の見積書及び見積書に係る積算内訳書

イ 提出期限：令和 2 年 8 月 18 日（火）

ウ 受付場所：事務局（会計課）

エ 見積書に係る積算内訳書：以下の項目を記載すること。

① 収納代行業務の実施に向けた導入準備に要する経費

② 月額基本手数料

③ 確報データに基づく収納 1 件当たりの取扱手数料

④ 見積総額（契約期間で想定される①～③の合計金額）

※見積総額の計算式 = ① + ② × 12 か月 × 4 年 + ③ × 126,000 件/年 × 4 年

なお、126,000 件/年は見込件数（予定数）である為、大幅に上回るまたは下回ることがある。

オ 提出書類：事業費総額を明記した見積書（指定様式、消費税抜き）及び見積書に係る積算内訳書を 1 部ずつ作成し、次の事項を記載した長形 3 号の封筒に密封して提出すること。

① 業務名称

② 提出者の所在地・名称・代表者名

③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

カ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

8. 一次審査（参加資格審査・実績審査）

参加表明書の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類の内容に基づく一次審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和2年8月上旬

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。なお、参加表明書の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において表2に関する項目を併せて評価する。

表2 一次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
過去10年の受託実績	①国若しくは地方公共団体の公金又は公共料金における収納代行業務受託実績	10点
配置予定者の従事実績	①配置予定者の適切な配置体制と収納代行業務従事実績	5点
一次審査 合計点		15点

9. 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

日時は令和2年9月上旬を予定する。正式な日時や場所は、改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び主に担当する予定の者は必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

60分以内（説明約30分、質疑応答約30分）とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてスクリーンと延長コードは準備するが、それ以外（パソコン、プロジェクタ等）は、提案事業者が準備することとする。

(5) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表3の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

表3 二次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務運用	①運用開始までのスケジュール ②利用できるコンビニの種類・店舗数・営業時間	30点

	③納付書作成の協力体制 ④システム改修が必要な時の対応・支援体制 ⑤収納情報の提供時期・方法 ⑥トラブル発生時の対応	
業務体制	①公金の安全性・保証 ②個人情報保護・セキュリティ対策 ③検査協力の体制	15点
拡張性	①取り扱う公金の追加時等の対応可否 ②新たな収納チャンネルの拡大可能性 ③コンビニ以外（マルチメディアキオスク等の設置店舗）での支払い可否	25点
契約期間満了後の納付書取扱い	①契約期間満了後における発行済み納付書の対応期間	5点
その他	①特にアピールできる事項	10点
二次審査 合計点		85点

10. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）は、下記の算定方式によって提案価格及び評価委員会の技術評価を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、二次審査の評価が高い提案者を上位とし、二次審査の評価も同点の場合は、審査会会長が上位の提案者を決定する。なお、技術提案合計点が60点に満たない事業者とは契約交渉を行わないこととする。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 20}{\text{参加者の見積額}}$$

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市及び企業局は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和2年9月中旬予定）すると

もに、最優秀提案事業者を市ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については契約締結後に公表するものとし、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

1 1. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

(6) 郵送時のトラブル

郵送の場合で、未着、配達遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず荒尾市は責任を負わない。

(7) 情報公開及び提供

プロポーザルの応募に関する全ての提案書類については、荒尾市情報公開条例（平成 13 年条例第 17 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部 署 名 : 荒尾市会計課出納係

住 所 : 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電 話 番 号 : 0968-63-1621

ファックス : 0968-63-1957

電子メール : kaikei@city.arao.lg.jp